

東浦町企業再投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の町外流出防止及び雇用の維持拡大を図り、もって町の商工業の振興及び活性化並びに町民生活の向上に寄与するため、企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工場等 次に掲げる分野に該当する工場（電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場）及び研究所をいう。ただし、物流施設、倉庫、事務所等製造を行わない又は研究開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。
 - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
 - イ 航空宇宙関連分野
 - ウ 環境・新エネルギー関連分野
 - エ 健康長寿関連分野
 - オ 情報通信関連分野
 - カ ロボット関連分野
 - キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める集積業種であつて東尾張地域に係るものの分野
 - ク その他町長が認める分野
- (2) 新增設 愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）第3条第9号に規定する新設及び同条第10号に規定する増設をいう。
- (3) 中小企業者 県要綱第3条第13号に規定する中小企業者をいう。
- (4) 中堅企業者 県要綱第3条第14号に規定する中堅企業者をいう。
- (5) みなし大企業 県要綱第3条第15号に規定するみなし大企業をいう。
- (6) 大企業 県要綱第3条第16号に規定する大企業をいう。
- (7) 固定資産取得費用 県要綱第3条第17号に規定する固定資産取得費用をいう。
- (8) 常用雇用者 県要綱第3条第18号に規定する常用雇用者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 東浦町内において工場等を20年以上立地している者又はこれに準ずる者として町長が認める者のうち次のいずれかに該当するもの
 - ア 25人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

イ 25人以上の常用雇用者を有する中堅企業者で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であること。

イ 50人以上の常用雇用者を有する大企業で、工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であること。

(2) 愛知県新あいち創造産業立地補助金に採択された者であること。

(3) 過去に同一の工場等の同一事業において補助金又は愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けた者でないこと。ただし、大企業及びみなし大企業に限る。

(4) 過去に同一事業において東浦町企業の立地の促進に関する条例（平成9年東浦町条例第4号）又は東浦町先端産業育成条例（平成11年東浦町条例第29号）による交付金の交付を受けた者でないこと。

(5) 町税の滞納がない者であること。

(6) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付対象とする経費は、当該工場等の新增設等に伴う固定資産取得費用の合計額に相当する額（以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額及び限度額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 第3条第1号アに該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の10%（みなし大企業にあつては、8%）に相当する額以内とし、当該額が4億円を超えるときは、4億円とする。

(2) 第3条第1号イに該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の5%（みなし大企業にあつては、4%）に相当する額以内とし、当該額が2億円を超えるときは、2億円とする。

(3) 第3条第1号ウに該当する者に係る補助金の額は、補助対象経費の4%に相当する額以内とし、当該額が2億円を超えるときは、2億円とする。

2 前項各号の場合において、その算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（補助事業の認定）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、当該工場等の新增設等に着手する日の30日前までに補助事業認定申請書（様式第1）に町税の納税証明書（未納がない証明書）その他必要な書類を添付して町長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、補助金の交付を受けようとする者が、町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書（様式第2）をもってこれに代えることができるものとする。

3 町長は、第1項の規定により提出された補助事業認定申請書について、その内容を審査し、適当と認めるときは補助事業（認定・変更認定）通知書（様式第3）に

より、適当でないとき認めるときは補助事業（不認定・取消）通知書（様式第4）により、当該申請者に通知するものとする。

（認定の変更）

第6条 前条の認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更認定申請書（様式第5）を町長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により提出された補助事業変更認定申請書について、その内容を審査し、適当と認めるときは補助事業（認定・変更認定）通知書により、適当でないとき認めるときは補助事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第7条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該認定を取り消し、補助事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者に通知する。

- (1) 認定を受けた補助事業の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 新增設等に係る工場等の操業を開始した日から第9条の規定による申請の日までに当該工場等を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (5) 町との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、町長が不適當であると認めるとき。

（届出）

第8条 認定事業者（認定を受けようとする者を含む。）は、工場等の新增設等に着手し、又は完了したときは、工場等の新增設等（着手・完了）届（様式第6）を速やかに町長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場等の操業を開始し、休止し、又は廃止したときは、工場等の操業（開始・休止・廃止）届（様式第7）を速やかに町長に提出しなければならない。

（申請手続）

第9条 認定事業者は、補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8）に町税の納税証明書（未納がない証明書）その他必要な書類を添付して当該工場等の操業開始の日から1年以内（町長が困難であると認める場合にあっては、別に町長が定める日まで）に町長に提出するものとする。

2 前項に規定する町税の納税証明書（未納がない証明書）は、認定事業者が、町職員による町税の納付状況の確認について同意する場合は、町税納付状況確認同意書をもってこれに代えることができるものとする。ただし、申請時に町職員による町

税の納付状況の確認について同意した場合は、町税納付状況確認同意書の添付を省略することができる。

(交付決定及び通知)

第10条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、規則第6条の補助金等交付決定通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第11条 補助金は、認定事業者から規則第13条第2項の補助金等交付請求書の提出があった後交付する。

2 前項の規定による補助金の交付は、2億円を超える場合は2年に分割して交付することができる。

(権利義務の移転)

第12条 認定企業の地位は、合併その他特別な理由がある場合に限り、承継することができる。ただし、暴力団員等は、承継することができない。

(決定の取消し及び返還)

第13条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、原則として、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 第7条第3号及び第4号に規定する要件に該当したとき。

(2) 法令、若しくはこの要綱の規定又は第6条第2項の規定による認定の決定通知において付された条件に違反したとき。

(3) 当該工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等の規模を著しく縮小、休止又は廃止したとき。

(4) 同一事業において東浦町企業の立地の促進に関する条例又は東浦町先端産業育成条例による交付金の交付を受けたとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、町長が不相当であると認めるとき。

2 認定事業者は当該工場等が前項第3号に該当すると認めるときは、町長にその旨を報告しなければならない。

3 町長は、事業者に対して第1項の規定による取消しをしたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の処分の制限)

第14条 認定事業者は、補助事業により取得した固定資産を町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換及び貸し付けてはならない。ただし、工場等の操業を開始した日から、5年を経過した場合は、この限りでない。

(報告及び立入調査)

第15条 町長は、必要に応じて、認定事業者に対して、必要な報告若しくは資料の提出をさせ、又は当該職員をして工場等への立入調査をさせることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 9 月 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東浦町企業再投資促進補助金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この要綱の施行の日以後にされる第 5 条第 1 項の規定に基づく申請について適用する。
- 3 令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日の間に工場等の新增設等に着手する場合における第 5 条第 1 項の規定の適用については、同項中「当該工場等の新增設等に着手する日の 30 日前まで」とあるのは、「令和 7 年 4 月 30 日まで」とする。

様式第1（第5条関係）

補助事業認定申請書

年 月 日

東浦町長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

企業再投資促進補助金の認定を受けたいので、東浦町企業再投資促進補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 会社等の概要

- (1) 資本金
- (2) 従業員数
- (3) 業種（日本標準産業分類）
- (4) 愛知県内での立地年、東浦町内での立地場所及び立地年並びに常用雇用者数（内東浦町内居住者数）
- (5) 企業規模
 - 大企業 中堅企業（みなし大企業） 中堅企業
 - 中小企業（みなし大企業） 中小企業

2 新增設工場等の概要

- (1) 立地場所
- (2) 立地形態 ア 工場 イ 研究所
- (3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等を添付のこと）
 - ア 敷地面積 m^2
 - イ 建築面積 m^2
 - ウ 延床面積 m^2
- (4) 土地を除く固定資産取得費用 千円
(内訳：家屋 千円、償却資産 千円)
- (5) 操業時常用雇用者数
- (6) 操業等開始時期
- (7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）
- (8) 県の他の補助金の申請 ア 有 イ 無
※有の場合は、その内容

様式第2（第5条関係）

町税納付状況確認同意書

年 月 日

東浦町長

（申請者）住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____ 年 月 日 _____

東浦町企業再投資促進補助金交付に係る審査を行うため、町担当者が私の町税の納付状況について、調査することに同意します。

※この同意書を提出されない場合は、町税の納税証明書（未納がない証明書）の添付が必要となります。（手数料 200 円）

処理欄（申請者は以下記入不要）

申請時 年 月 日
報告時 年 月 日

課長

課長

上記申請者について、東浦町へ納付すべき町税に未納がないことの有無を確認願います。

【 課職員確認欄】

上記の申請者については、町税の未納が ある ない ことを確認した。

申請時 年 月 日

確認者 _____

報告時 年 月 日

確認者 _____

様式第3（第5条関係）

補助事業（認定・変更認定）通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付けで申請のありました企業再投資促進事業については、次のとおり（認定・変更認定）しましたので、東浦町企業再投資促進補助金交付要綱の規定に基づき、通知します。

補助事業の名称	
認定日	年 月 日
認定の条件	

様式第4（第5条関係）

補助事業（不認定・取消）通知書

年 月 日

様

東浦町長

印

年 月 日付で申請のありました企業再投資促進事業については、次の理由で（不認定・取消）としましたので、東浦町企業再投資促進補助金交付要綱第5条第2項の規定に基づき、通知します。

補助事業の名称	
不認定・取消の理由	

様式第5（第6条関係）

補助事業変更認定申請書

年 月 日

東 浦 町 長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

年 月 日付で通知のありました企業再投資促進事業の認定の内容について、東浦町企業再投資促進補助金交付要綱の規定に基づき、変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 変更前

2 変更後

3 変更理由

※必要な書類を添付すること。

様式第6（第8条関係）

工場等の新增設等（着手・完了）届

年 月 日

東 浦 町 長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

東浦町企業再投資促進補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり届出します。

補助事業の名称	
着手・完了 年月日	
工期	
立地場所	

様式第7（第8条関係）

工場等の操業（開始・休止・廃止）届

年 月 日

東 浦 町 長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

東浦町企業再投資促進補助金交付要綱の規定に基づき、次のとおり届出します。

補助事業の名称	
開始・休止・廃止 年月日	年 月 日
立地場所	

様式第8（第9条関係）

補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

東 浦 町 長

本社所在地
会社等の名称
代表者氏名
担当者（職・氏名）
連絡先

企業再投資促進補助金の交付を受けたいので、東浦町企業再投資促進補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 千円
- 2 会社等の概要
- (1) 資本金
 - (2) 総従業員数
 - (3) 業種（日本標準産業分類）
 - (4) 愛知県内での立地年、東浦町内での立地場所及び立地年並びに常用雇用者数（内東浦町内居住者数）
- 3 新增設工場等の概要
- (1) 立地場所
 - (2) 立地形態 ア 工場 イ 研究所
 - (3) 建築概要等（位置図、敷地図、建築図面等について、認定申請時と変更のある場合は添付のこと）
 - ア 敷地面積 m^2
 - イ 建築面積 m^2
 - ウ 延床面積 m^2
 - (4) 土地を除く固定資産取得費用 千円
(内訳：家屋 千円、償却資産 千円)
 - (5) 常用雇用者数
 - (6) 操業開始時期
 - (7) 事業概要（補助事業により主に製造又は研究する製品の内容）

(添付書類)

- 1 法人に係る登記事項証明書
- 2 町税の納税証明書（未納がない証明書）又は町税納付状況確認同意書
- 3 取得した固定資産の領収書
- 4 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 5 愛知県の発行した認定に関する書面の写し
- 6 その他町長が必要と認める書類